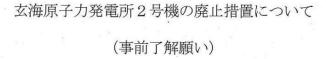
立コミ本第215号 2019年9月3日

佐賀県知事

九州電力株式会社 代表取締役 社長執行役員 池 辺 和 引



拝啓・時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

かねてから当社事業につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は、玄海原子力発電所 2 号機の廃止措置について、別紙のとおり計画 しています。

つきましては、「原子力発電所の安全確保に関する協定書」第4条に基づき、 事前了解いただきますようご連絡申し上げます。

当社は、安全を最優先に廃止措置に取り組んでまいりますので、今後とも、一層の ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

玄海原子力発電所2号機の廃止措置計画の概要

本計画には、廃止措置の方針、手順、工程及び解体工事準備期間中に実施すべき汚染のない設備の解体や放射性物質による汚染(以下、「汚染」という。)状況の調査等の具体的な内容を記載している。

今後、解体工事準備期間中に実施する評価等を踏まえ、放射能レベルに応じた 解体工法、手順、放射性廃棄物の処理方法等について、原子炉周辺設備等解体撤去 期間に入るまでに計画の変更を行う。

- 1.廃止措置対象施設の範囲及びその敷地
- (1)原子炉設置許可を受けた、玄海原子力発電所2号機の原子炉及びその 付属施設を廃止措置対象とする。
- (2)廃止措置対象施設の汚染は、原子炉格納容器及び原子炉補助建屋等の内部に 限られ、これらの施設は全て放射線管理区域としている。

2.解体の方法

(1)廃止措置の基本方針

安全確保を最優先に、関係法令を遵守し次の基本方針のもと適切に実施する。

- ・周辺の一般公衆及び放射線業務従事者の放射線被ばくを低減するよう、 適切な解体撤去手順、方法及び汚染の除去方法を策定して実施する。
- ・廃止措置期間中の保安活動及び品質保証に必要な事項を原子炉施設保安 規定に定め、必要な設備を適切に維持管理する。
- ・廃止措置の実施に当たっては、玄海原子力発電所3号機及び4号機の運転 に必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認した上で工事を実施 する。

(2)廃止措置の概要

- ・解体対象施設は、廃止措置対象施設のうち、3号機又は4号機との共用施設並びに放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎を除く全ての施設である。 (添付 1,2参照)
- ・廃止措置の工事は、解体工事準備期間、原子炉周辺設備等解体撤去期間、原子炉等解体撤去期間、建屋等解体撤去期間の4つの期間で計画的に実施する。 (添付 3参照)
- ・核燃料物質の2号原子炉補助建屋内の燃料貯蔵設備(以下、「2号内燃料 貯蔵設備」という。)外への搬出は、解体工事準備期間から原子炉周辺 設備等解体撤去期間で実施する。

- ・燃料貯蔵設備の解体は、核燃料物質の燃料貯蔵設備外への搬出後に実施する。
- ・廃止措置期間中の保安のために必要な設備については、その機能を廃止措 置の進捗に応じて維持管理する。 (添付 - 4及び添付 - 4(補足)参照)
- ・解体工事準備期間には、汚染状況の調査、汚染のない設備の解体撤去等を 実施する。 (添付 - 5 参照)

(3)安全確保対策

解体工事に当たっては、解体工事準備期間中に工事対象範囲の汚染状況の確認を行い、その結果に基づき、安全確保対策を講じる。

なお、解体工事準備期間中の作業に伴う総被ばく線量は、約0.2人・Sv と想定している。

放射性物質の漏えい及び拡散防止

- ・工事により発生する気体、液体の放射性廃棄物が施設外へ漏えい、 拡散しないように、既設の設備を用いて、適切に処理する。
- ・放出管理及び周辺環境に対する放射線モニタリングを実施する。

放射線業務従事者の被ばく低減

- ・解体設備の汚染レベル等により、汚染の除去や水中での解体を実施する。
- ・必要に応じ、放射線遮へい、遠隔操作装置の導入、立入制限を行うと ともに、マスク等の防護具を着用する。

事故防止

- ・維持管理している設備へ影響のない工事方法とする。
- ・火災、爆発防止のため難燃性の資機材の使用、可燃性ガスの管理を 徹底する。
- ・重量物に適合したクレーン等の揚重設備を使用する。

労働災害の防止

・高所作業対策、感電防止対策、粉じん障害対策、騒音防止対策等を 実施する。

3.核燃料物質の管理及び譲渡し

(1)核燃料物質の存在場所ごとの種類及び数量は以下のとおり。

貯蔵場所	種類	体 数
2 号機原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵 設備	新燃料	84 体
2 号機原子炉補助建屋内の使用済燃料	新燃料	28 体
貯蔵設備(使用済燃料ピット)	使用済燃料	254 体
4号機燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵 設備(使用済燃料ピット)	使用済燃料	168 体

(2)管理及び譲渡し

使用済燃料は、譲り渡すまでの期間、2号機の使用済燃料ピット及び4号機の使用済燃料ピット(1号、2号及び4号機共用)に安全に貯蔵する。

これらの使用済燃料は、専用の使用済燃料輸送容器を使用して、廃止措置 終了前までに再処理事業者に譲り渡すが、2054 年度までの可能な限り早い 時期に搬出するように努める。

また、新燃料は、解体工事準備期間から原子炉周辺設備等解体撤去期間の中で加工事業者に譲り渡す。

なお、新燃料及び使用済燃料の運搬は、関係法令を遵守して実施する。

4.核燃料物質による汚染の除去

放射能レベルが比較的高い原子炉本体等は、時間的減衰を図る。機器及び配管等の内面に付着している汚染については、時間的減衰を図るとともに効果的な除染を行うことで、これらの設備を解体撤去する際の放射線業務従事者の放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くする。 (添付 - 6 参照)

なお、原子炉周辺設備等解体撤去期間以降については、同期間に入るまでに、 除染の要否、除染の方法等について検討し、廃止措置計画の変更を行う。

5.汚染された物の廃棄

(1)解体工事準備期間中の放射性廃棄物の種類、数量、処理及び管理 解体工事準備期間中に発生する、以下の放射性物質は、原子炉運転中に発生 した廃棄物と同様に廃棄物の種類及び性状等に応じて処理処分を行う。

放射性気体廃棄物

・主に建屋の換気空気で、原子炉設置許可申請書に記載の放射性希ガス 等の年間放出量と比べて無視できる程度と評価している。

放射性液体廃棄物

・原子炉運転中と同様な廃棄物であり、原子炉設置許可申請書に記載の年間 放出量を超えないと評価している。

放射性固体廃棄物

・原子炉運転中と同様な廃棄物であり、使用済樹脂が約4 m³、雑固体廃棄物等が約1,700 本(200L ドラム缶相当)発生すると想定している。

(2)原子炉周辺設備等解体撤去期間以降

放射性廃棄物の発生量・処理処分の方法は、解体工事準備期間に行う放射性物質による汚染状況の調査結果を踏まえ、廃止措置計画の変更を行う。

(3)放射性固体廃棄物の処分方法

放射能レベルに応じて区分し、それぞれの区分及び性状等に応じて、廃棄 事業者の廃棄施設に廃棄する。 (添付 - 7,8参照) 廃棄先は、廃棄施設への搬出が必要となる時期までに確定する。

6 . 廃止措置の工程

玄海2号機の廃止措置は、この計画に基づき実施し、2054年度までに完了 する予定である。 (添付-9参照)

7.添付資料

添付 - 1 解体対象施設

添付 - 2 解体対象施設の配置図

添付-3 解体の主な手順

添付-4 維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間

添付 - 4 (補足) 使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えい する事象における燃料の評価について

添付 - 5 解体工事準備期間中に実施する工事等に係る着手要件 及び完了要件

添付 - 6 解体工事準備期間における汚染の除去方法

添付 - 7 主な廃止措置対象施設の推定汚染分布図

添付・8 廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量

添付-9 廃止措置工程

以上

解体対象施設(1/3)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称
原子炉施設の一 般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋 1 4
	炉心	炉心支持構造物
	燃料体	燃料集合体 2
原子炉本体	原子炉容器	原子炉容器
	+5 +5 +6 +6 \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	原子炉容器周囲のコンクリート壁
	放射線遮へい体	原子炉格納容器外周のコンクリート壁 1
	+ 左 -	燃料取替装置
核燃料物質の取	核燃料物質取扱設備	燃料移送装置 3
扱施設及び貯蔵	(燃料取扱設備)	除染装置 3
施設	+ *** **** *** *** *** *** *** *** ***	新燃料貯蔵設備
	核燃料物質貯蔵設備	使用済燃料貯蔵設備 3
		蒸気発生器
	4 \/2 \/2 \/2 +Π±Ω /#±	1 次冷却材ポンプ
	│1 次冷却設備 │	1 次冷却材管
		加圧器
		主蒸気管
	2 \A\A +□ ÷□ /#	蒸気タービン
原子炉冷却系統	2 次冷却設備	タービンバイパス設備
施設		主蒸気安全弁及び大気放出弁
		高圧注入系
	非常用冷却設備	低圧注入系
		蓄圧注入系
		化学体積制御設備
	その他の主要な事項	余熱除去設備
		原子炉補機冷却水設備

1:放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。

2:燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。

3:3号機又は4号機との共用施設については解体対象施設から除く。

4:1号機との共用施設については解体対象施設に含む。

解体対象施設(2/3)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称
	÷1	核計装
	計装	その他の主要な計装
	克 人但等日晚	原子炉停止回路
	安全保護回路 	その他の主要な安全保護回路
計測制御系統施	#ul /#n ÷n /#	制御材
設	制御設備	制御材駆動設備
		1 次冷却材温度制御設備
	その他の主要な事項	加圧器制御設備
		中央制御室 4
	気体廃棄物の廃棄設備	ガス圧縮装置 4
	(気体廃棄物処理設	ガス減衰タンク 4
	備)	原子炉補助建屋排気筒
	液体廃棄物の廃棄設備	ほう酸回収系
	(液体廃棄物処理設	廃液処理系 4
放射性廃棄物の	備)	復水器冷却水放水口 3 4
廃棄施設		アスファルト固化装置 4
	B. () 京京 物 () 京京 初 ()	セメント固化装置 3 4
	国体廃棄物の廃棄設備	ベイラ 3 4
	(固体廃棄物処理設 _儘 、	使用済樹脂貯蔵タンク 3 4
	備) 	使用済樹脂処理装置 4
		蒸気発生器保管庫 4

1:放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。

2:燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。

3:3号機又は4号機との共用施設については解体対象施設から除く。

4:1号機との共用施設については解体対象施設に含む。

解体対象施設(3/3)

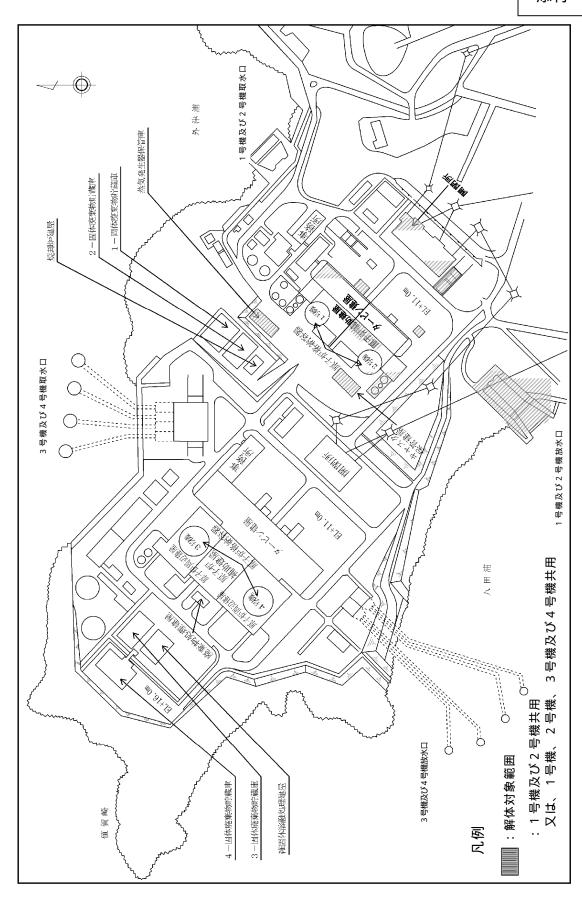
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称
	屋内管理用の主要な設	放射線監視設備 4
th et ye 答 TE to in	備	放射線管理設備 3 4
放射線管理施設	屋外管理用の主要な設	排気モニタ
	備	排水モニタ
	構造	原子炉格納容器 1
		原子炉格納容器空気再循環設備
FE 구 사하 to to to to		原子炉格納容器換気設備
原子炉格納施設 	その他の主要な事項	アニュラス空気再循環設備
		補助建屋換気設備
		原子炉格納容器スプレイ設備
		受電系統 3 4
その他原子炉の	非常用電源設備	ディーゼル発電機
付属施設		蓄電池
	その他の主要な事項	キャスク保管建屋 4
その他主要施設	建物及び構築物	タービン建屋 1

1:放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。

2:燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。

3:3号機又は4号機との共用施設については解体対象施設から除く。

4:1号機との共用施設については解体対象施設に含む。



解体対象施設の配置図

建屋等解体撤去期間 建屋等解体撤去 原子炉等解体撤去期間 原子炉本体等解体撤去 汚染された物の廃棄 汚染のない設備解体撤去 汚染の除去 低線量設備解体撤去 原子炉周辺設備等解体撤去期間 核燃料物質の2号内燃料貯蔵設備外への搬出 (安全貯蔵) 原子炉本体等放射能減衰 解体工事準備期間 汚染状況の調査

解体の主な手順

維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間(1/7)

		4年完		数 名 6) ()	に で で ける は が が	に 対及び でで	屋に出入時代	を 対し が が 単 が が 使 単 が が
	維持期間	設備の解	除まで	ベルが比せません	お角にえば	炉補助強 料ピット 5 新燃料 搬出完了	炉補助通 ハる新燃料 級出完了ま	か補助 料パット 新燃料機	か補助強料のでは、おいましまでは、おいましまが、おいますが、おいまままままままままままままままままままままままままままままままままままま
	維	線源となる設備の解体完 了まで	管理区域解除まで	放射能レベルが比較的言いが、主体ははは、	同いが心なお解体記でまつます。	2 号機原子炉補助建屋内 の使用済燃料ピットに貯 蔵している 新燃料及び 使用済燃料搬出完了まで	2 号機原子炉補助建屋内に貯蔵している新燃料及び 使用済燃料棚出完了まで	2号機原子炉補助建屋内 の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料搬出完了まで	2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している新燃料及び使用済機料を開産している新燃料及び使用済燃料をが使用済燃料網出完了まで
-	機能					20恒使		26幅户	2 6 福田
	要求される機能	放射線遮へい機能	放射性物質漏えい 防止機能	- ~ 班:99+9 45	がおいました。小弦形		燃料落下防止機能 臨界防止機能		除染機能
-	維持台数	1		計	1式	70		-	11
-	舞			7	7				
	設備(建屋)名称	子炉補助建屋工工工厂工厂工厂工厂工厂工厂工厂工厂工厂工厂工厂工厂工厂工厂工厂工厂工厂工厂		原子炉容器周囲のコンク リート壁	原子炉格納容器外周のコンク リート壁	使用済燃料ピットクレーン	補助建屋クレーン	新燃料エレベータ	除染装置
	設備等の区分	7. 年、年、年、年、年、年、年、年、年、年、年、年、年、日、日、日、日、日、日、日	1. 2. 3. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.	计 计 40 计 44	17.33 FX (F) 14.		七字 体は 払ご 作加 丘丘 日ひ 七九 さん (井	で然4470員43320個) (燃料取扱設備)	
_	施設区分	原子炉施設の	一般構造	五 本 子 分 万 百	次 1 水 4 体		核燃料物質の	取扱施設及び 貯蔵施設	

, 0 を受検す 施設定期検査 台数全てについて、 1/0 4 る る 施設定期検査対象設備は供, 号機又は4号機で維持管理[.] 数以上の台数を供用する場合、又は4号機との共用施設は、3 維持台 3 号機) (洪

維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間(2/7)

維持期間	2 号機原子炉補助建 屋内の新燃料貯蔵設 備に貯蔵している新 燃料搬出完了まで	2 号機原子炉補助建 屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している	新燃料及び使用済燃 料搬出完了まで	三機原子炉補助 化电池橡料	を といる ない	:- :-	2 号機原子炉補助建	屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料機出完了	まで
要求される機能		臨界防止機能		水位及び漏えいの監視機能	净化冷却機能	給水機能 (ほう酸濃度を 除く。)	-	冷却機能 (自動起動機能 は除く。)	2
維持台数	1	1個	1	1 1	1系統	世	1		
(建屋)名称	新燃料貯蔵ラック	使用済燃料ピット	使用済燃料ラック	使用済燃料ピット水位及び使用済燃料ピット水の漏えいを監視する設備	使用済燃料ピット水 浄化冷却設備	タンク	原子炉補機冷却水冷 却器	原子炉補機冷却水ポ ンプ	原子炉補機冷却水サ ージタンク
設備	新燃料貯蔵 設備			使用済燃料貯蔵設備	燃料取替用水タンク		原子炉補機 冷却水設備		
設備等の区分		核燃料物質貯蔵設備原						その他の主要な事項	
施設区分			核燃料物質の	取扱施設及び 貯蔵施設 (続き)				原子炉冷却系 統施設	

w w p 函额. ₩ 施設定期検査 てについて、 数 企 10 1/0 施設定期検査対象設備は供用す 号機又は 4 号機で維持管理する 数以上の台数を供用する場合、又は 4 号機との共用施設は、3 台 機 :維持(::)3号 烘

ŝ

維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間(3/7)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	維持台数	要求される機能	維持期間
	気体廃棄物の廃棄設備 (気体廃棄物処理設備)	原子炉補助建屋排気筒	2基		放射性気体廃棄物 の処理完了まで
		廃液貯蔵タンク	2基		
		格納容器冷却材ドレンタンク	1基		
		補助建屋冷却材ドレンタンク	1		
		補助建屋機器ドレンタンク	2基		
		補助建屋サンプタンク	一		
放射性廃棄物		格納容器サンプ	一种	放射性磨棄物机	
の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	B 薬品ドレンタンク	一	運機能 理機能	的针性液体廢棄物
	(液体廃棄物処理設備)	洗浄廃水タンク	2基		の処理完了まで
		廃液蒸発装置(1号機との共用施設のつち1号機設置設備)	一章		
		廃液蒸留水脱塩塔	4基		
		廃液蒸留水タンク	音9		
		復水器冷却水放水口	7		
		濃縮液バッチタンク	3章		
		A薬品ドレンタンク	一華		

p 吸棒. ₩ 施設定期検査 る台数全てについて、 施設定期検査対象設備は供用する 号機又は 4 号機で維持管理する。 の台数を供用する場合、 号機との共用施設は、3 :維持台数以上の :)3号機又は4号 (世

維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間(4/7)

施設区分	設備等の区分	設備		維持台数	要求される機能	維持期間
		アスファルト	アルト固化装置	1		
		セメント固化	固化装置	1基	放射性廃棄物処	
放射性廃棄物		ベイラ(1号機 号機設置設備)	1 号機との共用施設のうち1 設備)	1基	工生機能	放射性固体廃棄
(新来)	(固体廃棄物処理設備)	蒸気発生器保管	:管庫	1片		物の処理完了まっ
		使用済樹脂貯蔵タンク	蔵タンク	8年	放射性廃棄物貯	,
		使用済樹脂計量	量タンク	1	一蔵機能	
		使用済樹脂移送容器	送容器	1基		
			固定エリアモニタ(ドラム話操作室、使用済燃料とット付近、雑固体焼却炉建屋制御室、前処理室、強短機力が強度を対した。 前処理を対象を、焼却灰取出室)	A 口		
放射線管理施設	屋内放射線管理用の 主要な設備	放 射 線 監視設備	国定プロセスモニタ(補助蒸気復水モニタ、雑固体焼却や排ガスじんあいモニタ、雑固体焼却炉排ガスにありまガスにかあまガスモニタ、雑固体焼却が増ガスモニタ、雑固体焼却が建屋換気空調構気があいモニタ、雑固体焼油が建屋換気で配置を減れるサータ)	名 - 九	放射線監視機能	関連する設備の供用終了まで
		放射線管理設備	備	1年	放射線管理機能	

:維持台数以上の台数を供用する場合、施設定期検査対象設備は供用する台数全てについて、施設定期検査を受検する。 注)3 号機又は4 号機との共用施設は、3 号機又は4 号機で維持管理する。

維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間(5/7)

維持期間	放射性気体廃棄	がおこれに近 物及び放射性液 体廃棄物の処理	元プまで		管理区域解除ま	ຍ			
要求される機能		放出管理機能	及日間 () 公司 ()				換気機能		
維持台数	<u>←</u> 4□	<u>←</u>	<u>←</u>	— 神	←	世	←	世 —	1基
設備(建屋)名称	原子炉補助建屋排気筒 ガスモニタ	原子炉格納容器排気筒 ガスモニタ	液体廃棄物処理設備排 水モニタ	器	原子炉格納容器給気 ファン	原子炉格納容器給気 ユニット	原子炉格納容器排気 ファン	原子炉格納容器排気 ユニット	原子炉格納容器排気筒
点	井停井一分	が 十 ド イ	排水モニタ	原子炉格納容器	原 子 物 容 容 器 数 金 级 4 条				
設備等の区分	屋外放射線管理用の主要な設備			朝			その他の主要な事項		
施設区分		放射線管埋施 設 設 (結本)			原子炉格納施	Z .			

w ° 極す EX ₩ 定期検査 施設. てについて、 る台数全 p 10 用す 施設定期検査対象設備は供, 号機又は4号機で維持管理. - る場合、 ti i設は、 3 ti 以上の台数を供用す は4号機との共用施 数又 維持台灣 3 号級

維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間(6/7)

施設区分	設備等の区分	詩の構	(建屋)名称	維持合数	単 対 よ た ら 権 能	維持期間
いこうともの		EX		WED'S I XX	メント・マーベル	(-) () × (· (· +) ···
			補機室給気ファン	2日		
:			補機室給気ユニット ト	1		
原子炉格納施設、建立、	その他の主要な事項	補助建屋 換気設備	補助建屋排気ファ ン	2日	換気機能	管理区域解除まで
() () () () () () () () () ()			補助建屋排気フィ ルタユニット	2基		
			原子炉補助建屋排 気筒	2基		
		ディーゼル発電機	 皆電機	10	電源供給機能 (自動起動機能 及バ自動給雪機	2号機原子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している
	非常用電源設備				×	使用済燃料搬出完了まで
その他原子炉の付属施設		蓄電池		1 組	電源供給機能	建屋解体前まで
	その他の主要な事項	キャスク保管建屋	寶建屋	1.	放射線遮へい機能	1号機及び2号機原子炉補助建屋内の使子炉補助建屋内の使用済燃料ピットに貯蔵している使用済燃料器・料機出完了まで

ŝ p ~ EX ₩ 施設定期検査 てについて、 数金金 10 10 明 す る 施設定期検査対象設備は供, 号機又は4号機で維持管理[・] の台数を供用する場合、 号機との共用施設は、3 維持台数以上の 3 号機又は 4 号 : (洪

° W

維持管理対象設備及び維持機能並びに維持期間(7/7)

設備等の区分	設備	備(建屋)名称	維持台数	要求される機能	維持期間
原 品 正 然	原子炉補機冷却海水設備	海水ポンプ	<u>†</u>	冷却機能 (自動起動機能 は除く。)	2 号機 機原子 補助機 を 上 に 機関 を 日 対 機関 を 日 対 機 を と い こ で 時 蔵 し な が が 数 性 強 は 強 は 強 は 強 は 強 は 強 は が は か は が が が が が が が が が が が が が が が
		放射線管理室給気ファン	т П		
抗角	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	放射線管理室給気ユニット	1基		
被 例	換気設備	放射線管理室排気ファン	_ 111		
	L	放射線管理室排気フィルタ ユニット	1基	換気機能 (放射線管理室 (放射線管理室	管理区域解除
		焼却炉建屋給気ファン	2 ⊞	よし を を いる。)	
焼料	焼却炉建屋	焼却炉建屋給気ユニット	7		
対	設備	焼却炉建屋排気ファン	2日		
		焼却炉建屋排気ユニット	2基		
1/ 织	沿小当马供	消火配管	1式	治乙苯	
בְּ		消火栓	1式	1月人1英肥	台建屋解体前 # 4
井	非常用照明		1式	照明機能	

p 受棒-₩ る台数全てについて、施設定期検査 p 10 用す 世 . 뺐 世盲 ・ 象設備 で維持 道 号対 機 施設定期検3 号機又は 4 号 $^{\circ}$ る場合、設は、 用用する 数を供用しての共用 11 | | | | | | 6 中 4 4 작 편 数又 台 機 維持 3 号 (洪

使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象における 燃料の評価について

1. はじめに

「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準(平成25年11月27日 原管廃発第13112716号 原子力規制委員会決定)」の「 .2.(1)解体対象となる施設及びその解体の方法」において、「使用済燃料貯蔵施設に使用済燃料が存在する間は、使用済燃料貯蔵施設から冷却水が大量に漏えいする事象等を考慮し、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための必要な設備等の重大事故対策設備の解体について、その機能を維持管理する期間が適切に評価されていること。あるいは、その設備が不要であることが適切に評価されていること」を要求されている。

2. 使用済燃料の健全性評価について

玄海2号機の使用済燃料ピットには、最終サイクル ¹で取り出した 使用済燃料を含む玄海2号機の使用済燃料254体が貯蔵されている。

この貯蔵状況を踏まえ、使用済燃料ピット水が全て喪失した場合における燃料被覆管表面温度の評価を行なった。

評価の結果、玄海 2 号機の使用済燃料の燃料被覆管表面温度は、最高でも300 以下である。この燃料被覆管表面温度においては、原子炉運転中の酸化減肉及び使用済燃料ピット水が全て喪失した後の空気中での酸化減肉を考慮したとしても、燃料被覆管のクリープ歪は1年後においても約 0.04%であり、クリープ変形による破断は発生せず、使用済燃料の健全性は保たれる。

1:原子炉停止日 平成 23年1月29日

3. 未臨界性の評価について

玄海2号機の使用済燃料ピットには、282体(新燃料28体含む)の燃料が貯蔵されているものとして、使用済燃料ピット水が全て喪失した場合における未臨界性の評価を行った。未臨界性評価は、現在の燃料配置において、使用済燃料ピットの水密度についていかなる条件においても臨界を防止できることを確認するため、使用済燃料ピット全体の水密度0.0~1.0g/cm³の条件で実効増倍率の評価を行った。

評価の結果、不確定性を考慮した実効増倍率は最大で 0.914 となり、 臨界を防止できることを確認した。

4. 重大事故対策設備の必要性について

使用済燃料の健全性評価及び未臨界性評価結果から、使用済燃料ピット水が全て喪失した場合でも、使用済燃料の健全性が保たれ、臨界を防止できることを確認した。

以上のことから、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間に おいて、使用済燃料貯蔵設備から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮 しても、燃料被覆管表面温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、 また、臨界を防止できると評価できることから、使用済燃料の著しい損傷 の進行を緩和し及び臨界を防止するための重大事故対策設備は不要である。

以上

解体工事準備期間中に実施する工事等に係る着手要件及び完了要件

完了要件	低備去子等去な得と線解及炉解に情る。量体び本体必報に設御原体撤要を	汚い象全すと染解施てる。の体設撤こな対を去
安全確保対策	・試粋探母時には光光の上対策を・試粋探別とめ。・試粋探型及び選定場所の状況に可にて、には闘権作法に可にがにをはるのなるのののののはは、対策を強力をは、対策を強力をは、対策を対策を対策を対策を対し、	・ 歩 に か 等 の 来 の お か た か か か か か か め み は い 間 所 計 面 極 か ら い が め か い に ひ の か い こ に た か は い こ に た か か ま い こ な が ぐ ー 下 の か か い こ た か か ま い た く か か し い か が ぐ ・ 下 条 が か し い か か し ・ か か し ・ か か も い い か が か ー ト の か か し ・ か も に く か が か ー ト の か か し ・ か も に く か が か ー ト も か か し ・ も も か し ・ も も か し ・ も も か も も も も も も も も も も も も も も も も
類	・解体対象施設から代表試 料を採取し、核種組成、 放射能濃度を測定する。 機器及び配管外部から 線の測定を行う。 ・解体対象施設に残存する 放射性物質について、核 種組成及び放射能分布を 評価する。	・2 次系設備を解体撤去する。 ・工具等を用いた分解・取外し、熱的切断、機械的切断等の工法により、減らしず、の力等の口が、変している。)。
着手要件	供 終 圧 了 ら 後	供 終 用 丁 の 後
主要設備名称	管理区域内の 解体対象設備	2 次系設備
場所	原納及炉屋子容び補内好器原助	を 世屋 団 関 関 は が が
手の 価名	汚 況 查 染 の 状 調	汚な備撤染い解去の設体

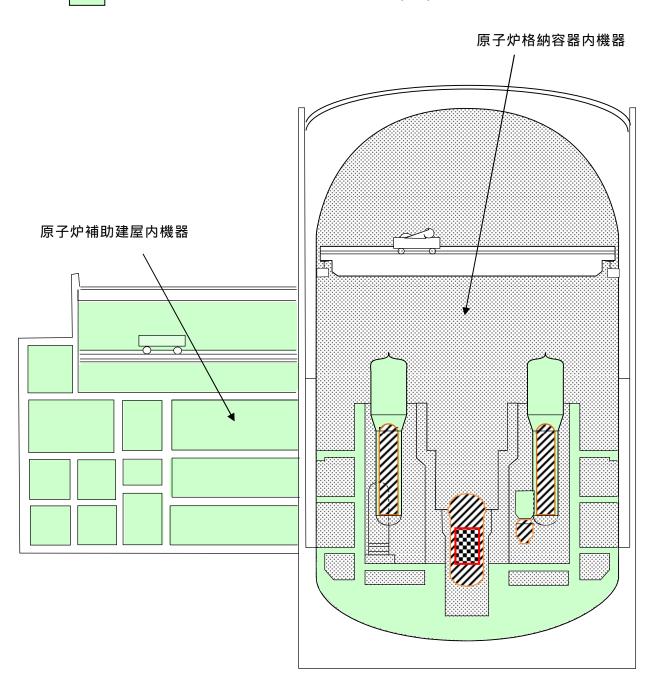
解体工事準備期間における汚染の除去方法

完 下 千	除目達る染標成このをすと。
安全確保対策	・ 祭炎の実施に当たっては、施設かくのない。 ない 大谷 () を付いる () を付いる () を引いる () を引きる () を引いる () を引きる
文章	・ 除はの踏汚て範線ばめ囲除はすづ磨法た形等とは染、経ま染い囲業く有を染、るラ法に、状を判、るの腹験えがるの務を効選方研ブシ等よ除、踏断化除なす及、多とう従低と定法磨う等のり染汚まし学染象運実次残定、者すれるしを上よ械う象の、場方行の転転績的存す放のるる。て使法る的。物状有合法うほ配中をなしる射被た範 用、研方まの況効にに。
神野半年	供 終 用 了 の 後
土要設備 名称	化学体積制御設備 及び 余熱除去設備等
場所	原子 少 補 助

//// :低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルの比較的低いもの(L2)

:低レベル放射性廃棄物のうち放射能レベルの極めて低いもの(L3)

:放射性物質として扱う必要のないもの(CL)



主な廃止措置対象施設の推定汚染分布図

廃止措置期間中の放射性固体廃棄物の推定発生量

(単位:t)

-		
	放射能レベル区分 1	推定発生量 ²
/T	放射能レベルの比較的高いもの(L1)	約 90
低レベル 放射性 廃棄物	放射能レベルの比較的低いもの(L2)	約 800
1.50 × 10	放射能レベルの極めて低いもの(L3)	約 2,040
放射	性物質として扱う必要のないもの	約 3,990
	合 計 ³	約 6,910

- 1:放射能レベル区分値は、次のとおり。
- ・L1の区分値の上限は、「原子炉等規制法施行令」第31条に 定める放射能濃度
- ・L1とL2の区分値は、国内で操業されているコンクリートピット 埋設施設の埋設許可条件と同等の最大放射能濃度
- ・L2とL3の区分値は、「原子炉等規制法施行令(昭和32年政令第324号。ただし、平成19年政令第378号の改正前のもの。)」第31条第1項に定める「原子炉施設を設置した工場又は事業所において生じた廃棄されるコンクリート等で容器に固型化していないもの」に対する濃度上限値の10分の1の放射能濃度
- ・放射性物質として扱う必要のないものの区分値は、「原子炉等規制法」第61条の2第1項に規定する「製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則」第2条に定める放射能濃度
- 2:推定発生量
- ・10t単位で切り上げた値である(端数処理のため合計値が一致 しないことがある。)。
- ・推定発生量には付随廃棄物を含まない。
- 3:この他、放射性廃棄物でない廃棄物が約 186,000 t 発生する (1,000 t 単位で切り上げた値)。

廃止措置工程

	第1段階 解体工事準備期間 【2020~2025年度】 運転終了(2019.4.9)	第 2 段階 原子炉周辺設備等解体撤去期間 【 2026~2040 年度】	第3段階 原子炉等解体撤去期間 【2041~2047年度】	第4段階建屋等解体撤去期間 【2048~2054年度】	
	汚染状況の調査	汚染のない設備解体撤去	异体撤去		
廃 土 押		低線量設備解体撤去	4体撤去 原子体等解体撤去		
直工程	原子炉本体等放射能減衰極が料物質の2号内燃料貯	等放射能減衰(安全貯蔵)		建屋等解体撤去	
)除去		$\overline{}$
					\neg